

2017年度の第1回目となる第42回市民会議が、2017年7月10日に行われた。今回のテーマは、「法曹志願者増加に向けた取り組みについて」である。

最初に日弁連司法調査室嘱託の内村涼子会員から、(1)現在の法曹養成制度の概要、(2)法曹志望者が減少している要因、(3)法曹志望者増加の必要性、(4)法曹志望者増加に向けた弁護士会の取り組み、(5)今後の課題等について説明がなされ、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する(発言順)。

津山：一般的には、優秀な人を確保するには、その3倍の志望者を集めればよいと言われる。ロースクール入学者の適正人数が2500人であるとすれば、7500人から10000人の志望者は必要である。それだけの人数が集まっていないということが一番の問題だと思う。

中でも、社会人の志望者が減っているということが問題であると思う。学費の問題は、給付型の奨学金などで改善しているということだが、司法試験の合格率を上げなければ、安定した職業を持っている人は、これまでの仕事を辞めてまでこの世界に飛び込めないのではないか。

志望者減少の要因として、若手の就職難や収入減についてマスコミによるネガティブキャンペーンがあるとの話があったが、実はネガティブキャンペーンをやっているのは弁護士自身ではないか。地方の弁護士会との会合を開くと、弁護士が過剰で困るという話をよく聞かされる。弁護士会全体としての共通の認識を作る必要がある。

医師と比べるとよく分かるが、知り合いの子どもは、中学生のときにアフガニスタンで医療活動に従事されている医師の話聞いて、感激して医師を目指してなった。弁護士も、そういういい話を中学生、高校生に聞かせることが大事だと思う。結局、弁護士が身近な存在と感ぜられず、具体的なイメージがつかめない

ということだと思う。大手の事務所にエクスターンシップの受入れを義務づけてはどうか。ロースクールではなく、その前の段階で弁護士の仕事に触れてもらうということは、優秀な学生を確保するためにも意味がある。

「弁護士白書」を見ると、本人訴訟が増えているようだ。また、法テラスの無料相談は増えているが、有料相談は減っているということである。法曹志願者の減少は民事司法改革が進んでいないということとセットで考えなければならない。弁護士会自身が、目に見える改革に踏み出す必要がある。

長友：3000人の弁護士を毎年誕生させるという閣議決定があったのは2002年だったが、2013年にはその旗が降ろされている。法科大学院も、当初74校あったところ、現在は39校まで減少しているとのことである。同じミスをしないうに、まずはなぜこのようなことになったのかを検証する必要があるのではないか。それが、有能な人を確保することにリンクすると思う。

学生から一本道で進む人がいてもよいけれども、いろいろなキャリアを積んだ人が真面目にやれば十分受かるというような制度を確立していただきたいと思う。当初の計画を聞いて、安定した仕事を捨ててそこに懸けた人には本当に気の毒である。改革を大胆に押し進めて、今度は見かけと実体とが乖離しない制度を作ってもらいたい。

調布市では、平成28年に弁護士を任期付きの法律専門職として採用した。行政においては、オンブズマン制度、個人情報や人権擁護の審査会など、弁護士と親和性の高い案件が多い。市には他に顧問弁護士もいるし、大きな案件を担当してもらって市の実情を知っている弁護士も複数いるが、職員がいろいろなことを気軽に相談できる弁護士が内部にいるということは大変良かったし、大きな問題に対しては内部の弁護士と外部の弁護士が初期動作で連携して、いい相乗

出席者・市民会議委員

(4人)

*敬称略

*肩書は2017年7月10日現在

磯谷 隆也 (一般財団法人ゆうちょ財団監事)

岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)

津山 昭英 (朝日新聞社顧問)

長友 貴樹 (調布市長)

効果が生まれている。若手職員への研修などもしてもらっている。

行政の範囲だけでも、マイナンバー、個人情報、空き家対策など弁護士が活躍できる範囲は広い。弁護士が活躍できる範囲を拡大していったら、弁護士は裁判所で相手とやり合うだけでなく、自治体や企業や海外に行ってもたくさんの大きな仕事ができるんだ、というところを若い方にお知らせして夢を広げていったらどうか。

磯谷：一般市民、経営者、そして子どもの保護者としての立場からすると、弁護士が多すぎると言われているところ、志望者が減ってちょうど需給のバランスが取れているのではないかという感があったことは否定できない。だから、「法曹を目指す人を増やす」という今回のテーマを聞いたときは不思議に思った。

いろいろな取り組みはしなければならぬと思うが、私もまずは司法制度改革での法曹人口拡大という方針についての総括が必要だと思う。当初予想していた需要がなかったのではないかということについても検証しなければならない。弁護士になっても、仕事もない収入もそれほどではないということでは、志望者の学生としても、その保護者としても夢も希望も持てない。

希望が持てないとなると、質の低下にもつながる。恒産なくして恒心なしということもあるので、希望者の夢をつなぐという意味では、弁護士会として需給のバランスに配慮しつつ志望者拡大の取り組みを進めてもらいたい。

経営者として、弁護士の採用を考えたこともあるが、長く勤めてもらえないという感があった。高い専門性を求められるところなので、内部で採用するより専門の弁護士事務所に聞きに行った方がよいのではないかと感じる。既に活躍している方であればともかく、ロースクールを出て弁護士になったばかりの人が企業内で活躍できるか、また志望者にとっても企業内

に入るということが心に響くかはやや疑問に思った。

弁護士費用保険について、一般の方々の認識はまだままだであるが、医療のように国民皆保険という感覚で身近になると、弁護士の需要も伸びるのではないか。ただ、件数が増えれば、保険料も上がっていくという問題はあります。

岡田：私は、まだまだ弁護士は不足していると思う。特に地方に行くと弁護士に辿り着かない人もいますし、地方の消費者相談員からは東京がうらやましいと聞かされている。

ロースクールを出たら司法試験に8割合格するという話は、若者に夢を与えたと思う。しかし、実際に動き始めてみたら、8割なんてとんでもないということになった。

一番の問題は、ロースクール制度ではないか。若者にとって2年というのは就職するにしても勉強するにしても貴重な期間である。それで最終目標に到達できるのであれば、若者も我慢すると思うが、そうではなかった。

私自身が、法曹養成制度検討会議にかかわっていて感じたことは、司法を目指す若者のためのロースクールではなくて、ロースクールのためのロースクールになっているということである。ロースクールの授業を見学したが、実務家の講義では居眠りしている学生はいなかったが、研究者の講義では居眠りしたり自習室で勉強している学生も多く、余り法学部の授業と変わらない印象であった。文科省もロースクール自体も制度を擁護しているが、若者は置いていかれている。難しいと言われる予備試験を若い人があれだけ受けるということは、ロースクールの2年又は3年という期間にも問題があると思う。

司法を目指す情熱を持っている人はたくさんいるはずである。そういう若者に夢を与えることができるような資格制度を、弁護士会だけでなく皆で考えていくべきである。